

東京都建築物の脱炭素化に係る検討協議会設置要綱

制定 5都市建企329号
令和5年7月21日

(設置)

第1条 2030年度カーボンハーフ及び2050年ゼロエミッション東京実現に向けて、必要な事項を検討するため、東京都建築物の脱炭素化に係る検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会では、次の各号に掲げる事項について、委員は意見を述べる。

- 一 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度に基づく、建築物再生可能エネルギー促進計画に係る策定指針（案）の検討に関する事項
- 二 その他協議会の目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、東京都都市整備局、東京都環境局及び区市町村の代表者並びに次に掲げる者のうちから都市整備局長が委嘱するものとする。

- 一 建築、環境等に関する専門的知識を有する者
- 二 その他都市整備局長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じ、協議会の運営に支障があるときは、速やかに新たな委員を選任し補充するものとする。
なお、新たな委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会を招集する。

- 2 会議及び議事録は、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する場合を除き、原則公開とする。
- 3 会長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備局市街地建築部建築企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月21日から施行する。